

学童保育室保育料減免申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高 槻 市 長

住 所
申請者
(保護者)
氏 名

次のとおり保育料の減免を申請します。

ふ り が な		学童保育室
入 室 児 童 氏 名	(学 年)	
減 免 を 申 請 す る 理 由	該当欄に☒チェックをしてください。 ☐ 生活保護世帯及び中国残留邦人等自立支援給付受給世帯 ☐ 当該年度分市町村民税非課税世帯 ☐ 当該年度分市町村民税課税の世帯で、所得割の額が 10,000 円未満の世帯 ☐ 当該年度分市町村民税課税の世帯で、所得割の額が 10,000 円以上 27,000 円未満の世帯 ☐ 2人以上の入室世帯	

必ず
チ
ェ
ッ
ク
し
て
く
だ
さ
い。
↓

- ◆ 区分に応じた添付書類を申請書とあわせて提出してください。(必要な添付書類については、裏面をご参照ください)
- ◆ 区分「2人以上の入室世帯」を除き、全ての区分で添付書類が必要です。添付書類に不備・不足がある場合は受理できません。
- ◆ 課税（非課税）証明書は発行日から3か月以内のもののみ有効です(申請日時点)。ご注意ください。
- ◆ 提出された保育料減免申請書ならびに添付書類については返却できません。
- ◆ 当該年度分市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割が27,000円未満の世帯の添付書類は、保護者全員分（単身赴任者を含む）と、同居家族のうち働いている方、前年に年金収入等あった方など、対象世帯に属しかつ前年に収入があった方全員分が必要です。
- ◆ 市町村民税における所得割額は、寄付金税額控除、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除を適用しない額とします。
- ◆ 申請締め切りは、毎月10日です。10日までに受理された申請につき、当月から減免を開始します。

☐ 上記事項につき確認し、同意します。
(市処理欄)
..... 下欄は記入しないでください

減免開始月		令和 年 月 から					
区分及び人数		減額(1人目)		減額(2人目以上)			免除
保育料 (月額)	8月以外	3,700円	2,800円	4,200円	1,900円	1,400円	0円
	8月	7,300円	5,200円	7,800円	3,100円	2,600円	
延長保育料(月額)		900円	700円	1,000円	450円	350円	0円
保育料 (総額)	8月以外	4,600円	3,500円	5,200円	2,350円	1,750円	0円
	8月	8,200円	5,900円	8,800円	3,550円	2,950円	

令和9年度 学童保育料の減額および免除について

以下の事項をお読みいただき、該当する世帯は、提出書類（申請書・添付書類）をそろえて申請してください。

1 対象世帯と減免規定による減免後の保育料

	対 象 世 帯			保 育 料		延 長 保 育 料	
				1 人 目	2 人 目	1 人 目	2 人 目
A	生活保護法による被保護世帯 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0 円	0 円	0 円	0 円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（A階層に該当するものを除く。）			0 円	0 円	0 円	0 円
C	当該年度分の市町村民税が課税の世帯 であって、その市町村民税所得割の額※ が次の額であるものに属する者（A階層 に該当するものを除く。）	10,000 円未満	8 月以外	2,800 円	1,400 円	700 円	350 円
			8 月	5,200 円	2,600 円	700 円	350 円
		10,000 円以上 27,000 円未満	8 月以外	3,700 円	1,900 円	900 円	450 円
			8 月	7,300 円	3,100 円	900 円	450 円
		27,000 円以上	8 月以外	6,000 円	4,200 円	1,500 円	1,000 円
			8 月	12,000 円	7,800 円	1,500 円	1,000 円

※区分Cの市町村民税所得割額は年額

2 提出書類

(1) 学童保育室保育料減免申請書

(2) 添付書類 … 区分に応じた添付書類を申請書とあわせて提出してください。（下記参照）

- ① 区分A ⇒ 「生活保護受給証明書」又は「支援給付受給証明書」。いずれも福祉事務所長の発行するもの。
- ② 区分B 市町村民税の課税状況・所得割額・控除額のわかるもの
- ③ 区分C ⇒ 主な例：「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収額の決定通知書」(写し)

または「課税(非課税)証明書」(該当年の1月1日時点で住民登録のあった市区町村にて取得可能)

※区分B及び区分Cの添付書類は、保護者全員分(単身赴任者を含む)と、同居家族のうち働いている方、前年に年金収入等あった方など、

対象世帯に属しかつ前年に収入があった方全員分が必要です。（ただし、証明書類上で被扶養者と確認できる世帯員分の書類は省略可）

※課税(非課税)証明書はマイナンバーカードをお持ちの場合コンビニエンスストアでの発行が可能です。

高槻市で取得する場合、23番窓口(税制課)及び各支所(富田・三箇牧・榎田)にて発行します。

※減免の適用月により必要な証明書の年度が異なります。

↳ ・ R 9 年 4 月、5 月分の保育料に適用 → 「R 8 年度」 (R 9 年度証明書は、R 9 年 6 月 1 日
・ R 9 年 6 月分以降の保育料に適用 → 「R 9 年度」 以降に発行可能です。)

・「市町村民税の所得割の額の合計が 27,000 円以上の世帯で、2 人以上の児童が入室する世帯」

→ 年上の児童の名前で、減免申請書のみを提出してください。（当該区分のみ添付書類は不要です）

添付書類の提出はコピー(感熱紙不可)で構いませんが、疑義が生じた場合原本の提出を求める場合があります。
なお、提出用コピーは申請前に済ませておいてください(申請時にコピー出来ません)。

* 重要 *

区分B・C の場合、4 月・5 月分の保育料に減免が適用されていても、6 月分以降の適用には再度手続きが必要となります。

令和9年度も市町村民税が非課税の世帯の方、または市町村民税の所得割の額が 27,000 円未満の世帯の方は、「減免申請書」と市町村民税の課税状況・所得割額・控除額のわかるものを必ず提出してください。(6 月分からの適用は 6 月 10 日締切)

再度の申請がなされない場合、6 月分保育料から減免は適用できず、減免前の保育料が発生します。

令和8年度において市町村民税が課税の世帯の方も、令和9年度の市町村民税が非課税、または市町村民税の所得割の額が 27,000 円未満の世帯となった場合、6 月以降に減免対象へ変更できます。(要申請)

3 留意事項

- (1) 申請締切は、毎月 10 日です(厳守)。(10 日までに受理された申請分につき、当月から減免適用開始)
- (2) 課税(非課税)証明書は、発行日から 3 か月以内のもののみ有効です(申請日時点)。
- (3) 申請は、窓口または簡易電子申込によるオンライン申請にて行ってください。オンライン申請の場合、この申請書は不要です。添付書類のみご注意ください。減免申請書及び添付書類に不備・不足があった場合は受理できませんので返却します。再度提出した場合、受理された日が受付日となります。
- (4) 2 人以上の児童が入室の場合は、減免申請書の提出は人数分必要ですが、添付書類(証明書)は 1 部で兼用できます。
- (5) 市町村民税における所得割額は、寄付金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除を適用しない額とします。